

## 入 札 公 告

条件付き一般競争入札を実施するので地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年（２０２６年）４月９日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

#### 1 入札に付する事項

##### （１）業務名

下関市立美術館真空遮断器取替業務

##### （２）業務場所

下関市長府黒門東町１番１号 下関市立美術館

##### （３）業務内容

別紙仕様書のとおり

##### （４）契約期間

契約締結日から令和８年７月３１日まで

#### 2 入札参加条件

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）この公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

（３）審査基準日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「電気・精密機器」「機械器具」又は「整備」に登録があり、所在地区分が「市内」、「準市内１」又は「準市内２」であること。

（４）過去２年の間に国又は地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

#### 3 契約条項を示す場所及び日時

（１）場所 下関市立美術館及び下関市ホームページ上

- (2) 日時 令和8年4月9日(木) 午後3時00分から  
令和8年4月17日(金) 午後3時00分まで

#### 4 入札参加手続等

##### (1) 入札参加資格確認申請方法

本入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」(様式1号)に「契約実績表」(様式2号)及び契約書の写しを添付し、郵送又は持参にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

提出期限 令和8年4月17日(金) 午後3時00分(必着)

提出先 〒752-0986

下関市長府黒門東町1番1号

下関市立美術館

##### (2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、別途「入札参加資格確認通知書」で通知する。

#### 5 入札に関する質問の方法

(1) 本入札による質問は、任意書式でファクシミリによること。

問い合わせ先 下関市立美術館

(電話番号) 083-245-4131

(FAX番号) 083-245-6768

(2) 質問の期限は、令和8年4月15日(水) 午後3時までとする。

(3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

#### 6 入札方法

(1) 「入札書」(様式3号)を下記7に掲げる入札日時及び入札場所に持参すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載すること。

- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 代理人をして入札させるときは、「委任状」(様式4号)を代理人に持参させなければならない。
- (5) 予定価格の制限の範囲内で最も低い金額を入札した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め3回までとする。

## 7 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年4月23日(木)午前10時00分
- (2) 入札場所 下関市長府黒門東町1番1号  
下関市立美術館 会議室

## 8 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 9 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日午後3時までに書面を下関市立美術館に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。なお、この求めに対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (4) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
  - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
  - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載がないもの
  - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
  - オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの
  - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの
  - キ 金額を訂正した入札書によるもの

ク その他入札に関する公告等に掲げる条件に違反したもの

- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。  
なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用禁止であること。